

令和2年12月4日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会	計	中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環	境	田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教	育	山	崎	公	和
生	涯	幸	尾	か	おる

令和2年12月4日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第50号 市道の路線認定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第51号 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第52号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第53号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第54号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第55号 鹿島市旧乗田家住宅の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第56号 蟻尾山公園の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第57号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第58号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第50号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第50号 市道の路線認定についてであります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

おはようございます。それでは、議案第50号 市道の路線認定について御説明申し上げます。

議案書は25ページになります。

新規路線認定は1路線でございます。市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2

項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、道路用地の寄附に伴い、新規路線として市道浜干拓線を認定したいので、提案いたします。

議案説明資料の34ページをお開きください。

2の路線概要ですが、路線番号は548号、路線名は浜干拓線、起点、終点の地番は記載のとおりでございます。延長は1,700メートル、幅員は5.0メートルから5.7メートルでございます。配置図を御覧ください。左上の丸印が起点となり、既存の市道浜東部線と接続します。図面中央下は市道北船津線と接続し、終点は浜漁港の漁港道路へ接続となります。市道の路線認定に当たっては、市道認定替え実施要領に基づいております。

認定理由としまして、1、この道路は七浦方面から鹿島市市街地への通勤や浜工場団地、大村方工場団地への通勤道路として利用をされております。

2、浜干拓地先にある浜漁港は市の施設であります。漁業者が周年操業に利用され、特に繁忙期のノリ収穫時期には1日に何回も多く利用されております。また、船舶への給油の配送車、資材運搬等で大型車両も多数利用されております。

3、七浦干拓では生産された農産物、米、麦、大豆を大村方共乾へ、タマネギを浜新町のタマネギ選果場へ出荷されますが、この道路を利用されております。

以上により、利用範囲が一部の市民、もしくは区域に限定されず、鹿島市の産業、文化、経済の発展に寄与すると認められる公共性の高い道路であり、市道認定替え実施要領の基準に基づき市道を編入するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、担当の課長から説明があったように、多くの方がこの道路を利用されている。浜だけに限らず、七浦から鹿島方面に行かれる方。これは多分10年ぐらい前から、浜からであったり、いろんなところから要望が出ておりました。そういう中、市道に格上げになるということとはありがたいことです。市道になりますと、整備のほうも鹿島市が責任を持ってやっていくというふうになっていきます。以前、全員協議会の中でもお話をしましたが、やはりこのタマネギの選果場といいますか、集積をするところ、この道路を鹿島方面に行けば、JAビバレッジであったり、あっちのほうまで行くわけですけど、その間には相当な道路が傷んでいる場所があります。そういうふうなところを今後どういうふうにやっていくのか。

あと、もう一点は、多分この地域だけに限らず、鹿島市内で多くの農道の中で利用者が多く、市道に格上げをしていただけないだろうかという要望も出ているだろうと思っております。そういうところについて今後どのように検討されていくのか、質問をしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず1点目の補修についてでございますが、当然、市道になれば市のほうで維持管理していくわけですけれども、他の市道と同様に、損傷具合を確認しながら優先順位をつけて補修を行っていきたいと思っております。

2点目の今後の市道の認定についてですけれども、要望があった市道につきましては、市道認定要件に照らし合わせながら、市道認定委員会というものがございます。それに諮って審査を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

もともと農道とかそういうふうなところは地権者の方がいらっしゃって、そして、自分たちでちょっと傷んだところを修復するとか、そういうふうなことをやっていたらいいんですけど、しかし、御承知のとおり、高齢化が進む中、なかなかそういうふうな作業についても簡単にはできない状況が続いております。どうぞそういうふうな負担を軽減するためにも、今後ともしっかりと農道、これは非常に重要な道だと思っておりますので、管理をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

この農道は、ここに旧堤防といいますか、それが、要するに新しい干拓地ができる前の海岸線になっているというふうに思いますけれども、ここにずっと石垣等が積んでありますが、干拓の歴史とか、あるいは鹿島市の歴史を学ぶ上で、当然その石垣等の補修等も市道になれば、こちらになってくるのかどうか、その辺がよく分かりませんが、市道に迷惑がかかるようだったら、当然、管理が必要になるのかなと思います。

そういった意味で、旧堤防の利用とか、その辺をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

旧堤防につきましては、所有者が鹿島市土地改良区ということになってきますので、その分は市の財産という形になりません。今、通行している道路と、それから、のり面、下ですね、これが市道敷ということになってきます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

管理のほうはよく分かりました。ぜひ子供たちの学習の中でも、干拓の歴史を学ぶという機会にも利用していただければと思って発言をいたしました。よろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第51号 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についてであります。

当局の説明を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

それでは、議案第51号 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画について御説明いたします。

議案書は26ページ、議案説明資料は35ページからになります。

現在の第六次鹿島市総合計画の期間が令和3年3月をもって満了することに伴い、第七次

鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画を別冊のとおり定めたいので、鹿島市議会基本条例第13条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案説明資料の35ページを御覧ください。

まず、総合計画についてですが、総合計画は鹿島市の将来像や、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を明らかにしたもので、市の全ての活動の根拠となる最上位の計画であります。これを策定し明らかにすることは、目標をみんなで達成するための意思統一の手段と捉えて、次の理由により策定することといたしました。

1点目に、市の様々な分野の個別計画において、目指すべき方向性を同一にするため。2点目に、市民と行政が支え合い、協力してみんなで鹿島のまちづくりに取り組むためであります。

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成をされています。第七次鹿島市総合計画の基本構想、基本計画は令和3年度を初年度とし、5年後の令和7年度を目標年次といたします。

続きまして、第七次総合計画策定のコンセプトについて、5点御説明をいたします。

1点目に、基本構想、基本計画は5年間とします。

目まぐるしく変動する社会情勢に柔軟に対応するために、5年間の計画期間といたします。

2点目に、簡単な言葉で表現します。

市民の皆様が見て分かりやすい計画になるように、行政用語や専門用語をできるだけ使用せず、簡単な言葉でコンパクトな文章を心がけています。

3点目に、計画実現のために目標を設定しています。

目指すまちづくりの進捗状況を検証するため、施策や事業の数値目標を設定しています。

4点目に、これまでの事業の成果を反映します。

第六次総合計画の成果や課題を整理し、第七次総合計画に反映させます。

5点目に、その他の計画との整合を図ります。

個別計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を取り、統一性を持った総合的な計画を作ります。

以上が第七次総合計画策定のコンセプトでございます。

資料36ページをお願いいたします。

次に、第七次総合計画策定における特徴的な事項を3点御説明いたします。

1つ目に、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定をいたしました。

総合戦略は、総合計画を形成する各分野において、「しごとづくり」・「ひとづくり」・「まちづくり」に特化した施策・事業に取り組むため、相互に整合性を持たせるため、総合計画と一体的に策定をいたしました。

2つ目に、総合計画の基本的考え方に、災害に強いまちづくりを追加いたしました。

近年、頻発している豪雨や地震などの大規模災害では、災害前、災害発生中、災害後の対応が重要になります。市民や地域の企業・団体と行政がそれぞれの役割の中で、お互いに助け合い、日頃から災害を想定した対策や備えを心がけ、防災意識の高いまちづくりを目指します。

3つ目に、国県の動向や社会情勢を見据えた取組として、国が進めるICTの推進、Society5.0の実現や、国際目標である持続可能な開発目標、SDGsの推進など、鹿島市においても人口減少による生産力や地域力の減少など社会問題に対応し、持続可能な住民サービスを提供していくための施策や事業を展開していきます。

37ページを御覧ください。

参考に、第七次鹿島市総合計画策定のための組織関連図を示しています。

38ページをお開きください。

これまでの取組について御説明いたします。

令和2年1月から取組を始め、市民アンケートや中学生、高校生へのアンケートの実施、小学生へ作文や絵画の募集など実施をいたしました。

令和2年4月から庁内5つの専門部会で協議を重ねながら、分野ごとの部会案を策定、調整し、7月に庁内成案、いわゆる素案をまとめたところであります。

5月28日に総合計画審議会の第1回を開催し、第2回審議会において市長から素案について諮問を行い、合計6回の審議会を開催し、御審議をいただいたところであります。議員の皆様からも6月、8月、10月に計4回の全員協議会において、素案に対する御意見をいただきました。これらの御意見、提案を反映させた内容で、11月12日に総合計画の最終案として審議会より市長へ答申をいただきました。

それでは、別冊の第七次鹿島市総合計画により、概要を説明いたします。

別冊、総合計画の4ページを御覧ください。

基本構想から御説明をいたします。

目指す都市像は「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」といたしております。

豊かな自然に囲まれ、多くの伝統文化が残るまちで、鹿島市の宝である自然、文化、人、技術を大切に守り続けてきました。これからも鹿島らしく地域性、地域力を生かして、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

5ページ、6ページを御覧ください。

施策の基本的な考え方は、1つ目に、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環を目指すとしています。

しごと・ものづくりで若者の流出に歯止めをかけ、ひとづくりで若い世代が安心して働き、子育てができる環境をつくり、まちづくりで鹿島の魅力を生かしたまちづくりを実現することとしています。これらが好循環でつながることで人口減少に歯止めがかかっていくものと

考えているところであります。

2つ目に、「みんなですすめるまちづくり」を掲げています。

市民や団体、企業、行政、誰もが連携し、協働し合うことで地域の課題に柔軟に対応していく地域共生社会を目指します。

3点目に、「災害に強いまちづくり」としています。

市民や企業、団体、行政がそれぞれの役割の中でお互いに助け合い、日頃からその対策や備えを心がけ、防災意識の高いまちづくりを目指します。自助、近助、互助、共助、公助の考え方の下、災害に強いまちづくりを目指します。

7ページをお開きください。

将来人口と人口に対する考え方では、人口ビジョンと整合性を取り、5年後の人口減少幅をできるだけ小さくしながら、将来にわたる急激な人口減少のカーブを緩やかにさせていくことを将来の人口展望の考え方としています。

9ページをお願いいたします。

4、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、第七次総合計画と一体的に策定をするため、その考え方を記載しているものです。

今回、第2期になるまち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期総合戦略に引き続き、人口減少対策に特化した施策に取り組むと同時に、さらに横断的な目標を掲げ、積極的に地域資源を活用し、新しい流れを取り込んだ施策の展開を目指します。

第七次総合計画から一体的に策定をし、該当する主要施策にまち・ひと・しごとの表示をしています。

11ページには参考として、先ほど説明をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的目標2にある「新しい時代の流れを「まちづくり」に活かす」の参考資料として、Society5.0の概要を掲載しています。

12ページには、こちらも参考として、持続可能な開発目標、SDGsの概要を記載しております。

鹿島市においても、この国際目標と同じ理念と方向性を持って施策を展開していくため、後ほど説明いたします基本計画において該当する主要施策に17の目標のロゴを掲載しています。

13ページには第七次総合計画の主要施策がどの目標に該当するかの対応表を掲載しております。

基本構想については以上となります。

14ページを御覧ください。

ここからは基本計画になります。まず、基本計画の構成と記述方法について、14ページから16ページを使って御説明いたします。

14ページから16ページは、第1章、産業の振興のうち、農業・林業・水産業に関する施策について記述をしています。そのうち、この分野における方向性を示すものが14ページの施策の展開方向であります。次に、その方向性を受けて5年間で取り組む施策が15ページの主要施策になります。さらに、主要施策のうち、目標を定めて5年間で集中して取り組む施策については16ページに再掲をし、目標年次である令和7年度までの目標、指標を数値で記述する。その右の欄に、まち・ひと・しごと創生総合戦略に該当する事業には、まち・ひと・しごとの表示をするという構成で整理をしています。

それでは、主なものに絞って説明をさせていただきます。

第1章、産業の振興の農業・林業・水産業について説明いたします。

主に主要施策や目標、指標について御説明をします。

15ページを御覧ください。

なお、主要施策の説明に当たりましては、表の左側の番号を申し上げてから説明をいたします。

1、農林漁業の中核となる多様な担い手の育成と新規就業者・後継者への支援については、地域農業の中核を担う認定農業者や新規就農者、後継者育成など、担い手の育成は重要な課題となっています。新規就農者の育成、確保のための研修施設である平成30年度から開始したトレーニングファームでは、農協と連携しながら研修生の支援を行うこととしています。年に2組の新規就農者支援を目標としております。

次に、10、森林経営管理制度による森林整備の推進については、適切に管理されていない森林を、森林環境税を活用した森林経営管理制度による間伐等の支援や林業経営者への集積、集約化を図ります。

続いて、17ページをお開きください。

商業・工業の項について説明をいたします。

1. 事業者への伴走型個別支援の推進については、鹿島ビジネスサポートセンターによる支援体制の整備で、事業者が抱える多様な経営課題を解決するため、専門的かつ効果的な指導、助言を行うワンストップ相談窓口を設置し、悩みを抱える事業者に寄り添った伴走型個別支援を行います。操業者件数を年に8件、経営課題の解決を年5件と目標をしています。

次に、4、鹿島の有利性を活かした、迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の推進では、企業と空き物件等のマッチングに取り組み、5年間で誘致企業2社を目標とし、また、誘致企業の受け皿となる新規の工業団地の整備計画を令和4年度に策定することとしています。

続いて、19ページをお開きください。

3、新たな産業の創出と支援の項について説明します。

この項は、農商工連携、6次産業化などの産業支援や市内事業者の販路開拓支援の取組に

なります。

2、産業間連携の強化では、各産業を代表する団体を構成された鹿島市産業連携活性化協議会を通じ、お互いの強みを生かした事業を行いながら、さらなる連携の強化を図ります。市内小・中学生を対象にした、かしま仕事めぐりツアーを開催し、地元企業を知ってもらうことにより、将来的な地元就職につなげる事業として取り組みます。

続いて、20ページをお願いいたします。

4、観光の項について説明をいたします。

5、干潟交流館を活かした道の駅鹿島の魅力向上については、干潟交流館において有明海の自然環境を生かしたイベント等を開催し、自然の大切さを学んでもらうとともに、有明海の魅力を観光資源とし、国内外に広く発信することにより、来館者数年間6万人を目指します。

7、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開通を見据えた誘客の促進では、周辺市町と連携した広域観光ルートを旅行業者に提案し、新幹線で訪れる観光客の誘致の促進を図ります。広域観光ルートの提案を5年間で5コースを目標数値としています。

21ページをお開きください。

第2章、福祉・保健・医療の充実について御説明いたします。

1、社会福祉（地域・高齢・障がい）の項について説明します。

3、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進については、地域の実情に応じた介護予防事業、生活支援体制の整備や生きがいつくりなど多様な支援体制を推進することで、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、介護職の人材不足解消に向けて、市内事業所による合同就職説明会の開催や市内介護施設等に就職した介護職員に対する支援などにより、高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。介護職の新規就職者数を年に10人目標に掲げています。

続いて、23ページをお開きください。

2、児童・子育て支援の項について説明します。

1、鹿島市子ども・子育て支援事業計画の推進では、地域全体で子育てを支える環境づくりを図るため、ファミリーサポートセンターへの登録会員の確保を図ります。

また、子育てに関する支援の質、量を確保するため、放課後児童クラブの施設整備や支援員の確保を図ります。目標数値にはファミリーサポートセンターの会員増、放課後児童クラブの待機児童数ゼロ、病後児保育の実施などを掲げています。

続いて、25ページをお開きください。

3、生活困窮者支援の項について御説明いたします。

複合的な問題を抱えた生活困窮者へは福祉課や社会福祉協議会での各種相談対応などにより、自立に向けた支援の充実を図ります。

続いて、26ページを御覧ください。

4、保健・医療・年金の項について説明します。

7、国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導の推進については、鹿島市国保被保険者を対象にした特定健診を実施し、生活習慣病及びその予備軍の方に対して、保健師、管理栄養士が食生活、運動習慣等について状況を確認し、生活習慣改善に向けた保健指導を実施します。特定健診受診率45%、メタボリックシンドローム予備軍該当者25%を目標としています。

27ページをお開きください。

続きまして、第3章、都市基盤の整備・環境の保全について説明いたします。

1、都市基盤の項について説明します。

11、肥前鹿島駅前周辺整備計画の具現化と整備着手についてですが、令和2年度に検討委員会を発足し、市民や関係機関などからの意見集約や現状の課題などを検討し、令和7年度までに整備着手を目指します。

次に、18、住宅セーフティーネット制度を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の整備推進では、増加傾向にある空き家、空き室の抑制を図るため、民間の空き家や空き室を低所得世帯、高齢者、障害者、子育て世代など特に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅として登録する住宅セーフティーネット制度設計に取り組み、住宅登録数10件を目指します。

続いて、30ページをお開きください。

2、生活環境の項について説明します。

2、下水道汚水事業のPPP（官民連携手法）による整備促進については、下水道の供用開始区域は令和元年度末で354ヘクタール、面積ベースの進捗率は67.7%となっています。今後、祐徳門前地区、肥前浜宿地区、北鹿島の国道沿いについてPPPの一種であるデザインビルド一括発注方式で整備をしていきます。下水道供用開始世帯数5,510世帯を目標に取り組みます。

続いて、31ページをお開きください。

3、自然環境の項について説明いたします。

ラムサール条約に基づく取組として、世界的に認められた鹿島市の干潟の生態系の保全のために普及啓発活動や環境教育プログラムを重点的に実施していきます。

32ページを御覧ください。

4、伝統的町並みおよび集落の保存と活用の項について説明いたします。

国の重要伝統的建造物群保存地区である浜の2地区においては、貴重な文化財を後世に継承するため、伝統的建造物などの修理、修景事業による町並み保存及び防災対策に努めます。

また、町並みや景観を生かした様々なイベントや地域の行事が行われており、観光面での地域振興策も推進していきます。

33ページをお開きください。

第4章、安心・安全について御説明いたします。

この章は、第七次総合計画で新しく追加した章になります。基本構想で御説明いたしましたが、災害に強いまちづくりを考え方の一つとして考えることとし、章立てとすることといたしました。

では、1、防災・減災の項について説明いたします。

4、都市雨水排水施設のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築・更新および浸水被害に関する住民への周知強化では、都市雨水排水施設、雨水ポンプ場等を計画的に改築、更新を行い、安定した雨水排水対策に努めます。また、河川の氾濫に対して、内水による浸水被害も考慮する必要が出ており、市民の早期の避難に結びつけていくため、令和4年度までに内水ハザードマップの作成を行います。

続いて、8、地域防災力（自助・近助・互助・共助）の向上では、防災力の向上には地域の力が必要不可欠で、防災に対する市民の意識と知識の向上が大切になります。そのために令和2年4月に配布した防災マップを活用しながら、地元を主体とした防災に関する研修会や防災訓練を開催します。年20回の開催を目標としています。

34ページを御覧ください。

交通安全・防犯の項について説明します。

2、犯罪が起きにくい地域づくりについては、近年、全国的に犯罪捜査に防犯カメラの映像が効力を発揮している状況であり、鹿島市でも犯罪の抑止力となるよう、地元と調整を図りながら、子供の通学路や遊び場等への防犯カメラを設置します。5年間で10か所の設置を目指します。

同じく34ページ、3、感染症対策の項について説明します。

1、感染症対策を考慮した災害用備蓄物資の整備では、食料、飲料水、毛布など、これまでの災害備蓄物資に加え、新型コロナウイルスなどの感染症対策に備え、パーティション、マスク、消毒液、使い捨て手袋などの備蓄品目を増やし、整備をしていきます。

35ページをお開きください。

続きまして、第5章、教育・文化・スポーツの向上について説明いたします。

1、学校教育の項について説明します。

ここでは、新しい学習指導要領の考えを基本として、子供たちの資質や能力、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進すること。そして、ふるさと鹿島の郷土愛の育成の推進などを施策の展開方向として掲げております。

2、「生きる力」を育むための教育内容の充実では、将来の社会人、職業人としての基礎的な資質、能力を育てるキャリア教育を推進し、主体的に自己実現を目指す進路指導の充実を図ります。

また、プログラミング教育や小学校外国語活動を進めていくこととしています。

37ページをお開きください。

2、社会教育の項について説明します。

4、ふるさとの豊かな自然や地域資源などを活かした体験活動の充実については、自然体験、ふるさと体験、社会体験など様々な体験事業と市内小・中学校間の児童・生徒との交流、異年齢交流を通じて、豊かな心と自主性、協調性を養う事業に取り組みます。年に6回体験活動の実施を目標としています。

次に、8、図書館の利用促進、特に新規利用者の獲得・開拓に向けた事業展開では、出張貸出し、ミニミニ図書館などの図書館から外へ向けての活動、アウトリーチ活動を充実させることで今まで図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスの裾野を広げ、市民の読書活動の拡大を目指します。巡回図書館貸出冊数3,200冊を目指します。

38ページを御覧ください。

3、文化・芸術の項について説明します。

ここでは、市内各地域の文化財をはじめとした歴史、文化遺産で重要な史料について、市重要文化財への指定などにより、保存と利活用を図ります。そのほか、浮立に代表される民俗芸能や伝統工芸については保存、継承活動を支援していきます。

39ページをお開きください。

スポーツの項について説明します。

市民が気軽にスポーツを楽しめる機会や環境の提供を行い、スポーツ人口の拡大を図ります。

3、スポーツイベントの誘致およびスポーツ合宿の推進では、市外からのスポーツ合宿を誘致することにより、スポーツ振興、交流人口拡大や地域経済の活性化を図っていきます。5年間でイベントの誘致や合宿団体延べ40団体を目標に取り組みます。

4、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功と実施競技の普及では、2024年に開催される予定の同大会において、鹿島市ではアーチェリーと軟式野球が実施されることとなり、開催に向けた準備を進めてまいります。

40ページを御覧ください。

続きまして、第6章、計画を推進するためについて説明いたします。

1、みんなですすめるまちづくりの項について説明します。

ここでは、市民参加のまちづくりの推進のための情報発信や交流人口、関係人口、移住・定住人口の人口増の施策、また、多文化共生、男女協働参画社会の実現を施策の展開方向としています。

6、個人や企業のふるさと納税を活用した地方創生の取組み推進では、ふるさと納税寄附額を増やすため、鹿島市の魅力ある返礼品の開発や取扱返礼品数を増やしていきます。また、

企業版ふるさと納税の検討を行い、地方創生の推進を図ります。

8、移住を考えている人への鹿島の魅力や支援に関する情報発信と定住促進では、移住希望者に移住支援策の紹介や鹿島市での暮らしについて情報発信します。そのほかオンラインによる移住相談窓口の整備検討、婚活応援事業への支援を行います。

続いて、41ページをお開きください。

2、行財政運営について説明いたします。

この項については、住民サービス向上に向けた行政運営や職員の人材育成や健全な財政運営など、総合計画を推進していくために必要な施策と位置づけています。

3、マイナンバーカードの普及促進については、カード取得に向けた広報の強化や時間外、休日の交付サービス、事業所等への出張申請サービスなど、市民がマイナンバーカードを取得しやすいように取り組んでいきます。マイナンバーカードの交付率70%を目指します。

4、第二次行財政改革プランの策定と推進については、健全な行財政の在り方や効率的な組織体制の確立など長期的な視野を持った行財政の運営のために、令和3年度から5年間の第二次行財政改革プランを策定することといたしております。

以上が基本計画の説明になります。

この計画に掲げております基本構想や基本計画の具体的な実施のためには、3年ごとにローリングを行う実施計画に事業を計上し、各年度で予算化を図りながら計画に盛り込まれた各施策が着実に実行できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、毎年度、事業の進捗状況を確認しながら、計画の進行管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件について、1点だけお尋ねをしたいと思います。この計画については時間をかけて審議会なり、また、いろんな皆さんの意見を聞くなりしてまとめられたと思います。私たち議会としても、いろいろ意見も申し上げてきましたが、もちろん具体的なものでございますので、不十分な面もあると思いますが、1つだけ私が今考えますのは、今、コロナの関係で社会の体制というのが大きく変わってきたんじゃないかと思えます。鹿島市自体は、いつも申しますが、発症していないけど、それに関連して1次産業にしても、商店街にしても、いろんなところにその影響が来て、非常に落ち込んだ状態になってきていると思います。それから、さらには全体的に見ましても、国の在り方にしても、今回のこういう問題を受けまして、いろんな形での取組が変わっていくと思うんですよね。そ

ういう中で、もちろん今から年次計画で、それぞれで計画は立てながら実施をするということですので、それでいいかも分かりませんが、全体的な問題として、やっぱり今の体制の中で全体的にどうしていくかということで、もう一度考えていく必要があるんじゃないかということで、全体的なものを見直せというのは大変な仕事だと思いますが、その辺を考えながら、ある程度の時点で、もう一度これを修正するとか、そういうことができるのかどうか。特に国との関係なんかが出てくると思うんですよね、福祉の問題にしたってそうですし、産業の問題にしたってそうですね。だから、そういう面ではどうなのかなという気持ちを私は持っていますので、このままで行きながら、その都度やっていくんだよということになれば、それはそれでいいと思いますが、その辺はどうなんですか。特に、今、人口の流動なんていうのが大変ですね。東京なんか大分人口が減ったということで報道されていますが、極端に言えば、この安全な鹿島にいらっしゃいませんかというようないろんな問題が出てくると思いますが、その辺についてどうなんでしょうか。お答えがありましたらお願いします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

第七次の総合計画につきましては、来年度から5年間の計画ということで、この取りまとめをしたところでございます。5年後を目標にしながらという形になります。コロナの感染症対策等については、今回、コロナやその他の大規模災害を念頭に置きながら、災害に強いまちづくりという中で章立てをして取り組むことといたしております。

御存じのように、コロナ対策につきましては、半年後、1年後、どういう形になるかというのは我々も分かりませんので、そういったところについては先ほど申しましたように、年次計画、実施計画等の中でどういう対策ができるのか、また、今年度のように緊急的にやらなければならない事業等については、御相談をさせていただきながらやることになるのではないかと考えております。

なお、総合計画、基本計画の分については、前々回、改訂という形も取りましたし、全くこれを変更ができないという形ではございませんが、大きな方向性といたしましては、この七次総合計画を進めながら、年次計画でやっていくという基本的な考え方でおります。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

コロナ対策とかじゃなくて、コロナによって鹿島市の経済的な状況も変わっていく、社会体制というのは変わってきたという中で、じゃ、鹿島市としてどう取り組んでいったらいい

かという、その辺を大きな問題として今後これは絶対やらんといかんことですから、年次計画の中でやられると思いますが、極端に言いますと、第1次産業だって、もちろん高齢化も進んでいるという状況もありますが、その中でやっていけない人が非常に増えてきているという状況、商店だってそうですね。そういう中で計画ですから、確かにこれがそのまま5年間行けば本当に素晴らしいです。それをどうやっていくかということで、そういう背景をしっかりと押さえながら、もちろんこれは鹿島市だけじゃなくて、県や国の動きも乗っかってくるわけですから、それを考えて今後取組をお願いしたいということを書いて終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほど松尾征子議員からも実現性について質問ございましたけれども、私はその中の1つ、財源という観点で質問させていただきたいと思います。

私たちの議会でも内容につきましては全員協議会の場でいろんな説明をしていただきましたし、我々からも提案をしておりますから、この実現を願ってという意味での質問でございますけれども、1つは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響でGDPも落ちていますし、あと、例えば、鹿島の税収ということ考えたときに、コロナの影響がいつまで続くかということもありますけれども、それによって税収がひょっとしたら落ち込む可能性もあるなど。国から交付金、交付税等についても、今年みたいに来ることはない可能性もあるなどということもありますから、そういう財政状況の中で、この総合計画自体をどの程度まで実現することができるのかなということを実は内心、心配しております。ですから、その財源について、どのように確保していかれるかということをまず質問いたします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う市内経済等における影響ですね、非常に大きいものがあるろうかというふうに思います。議員御心配のように、令和3年度、次年度におきます税収、見込みがなかなか難しいような状況もございますし、交付税の状況等、国の状況も非常に不透明な状況でございます。このような中、第七次総合計画を実施していくために、財源的にどうなのかというところかというふうにと思いますが、先ほど企画財政課長からありましたように、実施計画については基本計画の目標を達成するための具体的な事業を計上いたしております。一方、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、どのように予算編成を行うかと

いうふうなところは非常に難しい問題があろうかと思えます。非常に先行き不透明な状況ではございますが、一方で総合計画を実現するため、もしくは新たな財政需要が生じた際の対応というのは、適時、適切に行う必要があるかというふうに思えます。

そういう中で、財政的な備えが非常に必要であろうというふうに思っております。いわゆる経営資源、人、金、物というふうに申し上げますが、この限られた資源を、効率化をして、いかに全体最適化を図るかというのが求められているかというふうに思っております。

そういう中で計画を推進するためという一番最後のページですね、そこにありますように、行財政改革プラン、現在、1次を進行中でございますが、次期、第2次行財政改革プランで財源の確保、または国等の特定財源の確保、そして、事業の重点化、総合計画とか実施計画に掲げられている事業をいかに重点、効率化していくか、もしくは既存の事業をどういうふうに考え、また位置づけていくのかというところが非常に重要であろうというふうに考えております。

今回、SDGs、持続可能な開発目標を掲げておりますが、まさに財政運営、行政運営につきましても、持続可能性が求められているというふうに考えておりますので、こういった中長期視点を持って財源確保と事業のスリム化等を総合的に行っていく必要があるかというふうに思えます。それが安定的な市民サービスの維持、向上につながっていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひそういうふうに努めていただきたいと思いますけれども、ただ、現状の鹿島の経済状況を見たときに、ハローワークの有効求人倍率が1を切っていて、0.86、市民生活はかなり苦しい状態になってきています。それから、産業の求人が少ないということは、それだけ産業がある意味でいったら疲弊をしているという状況になっております。だから、この第七次の総合計画をぜひ実現するためにも、そこら辺をどういうふうに手だてをしていくかということを考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。ただ、前みたいに個人に交付金等で配るということはかなり不可能な状況じゃないかなと思いますから、様々なことを思いついてもなかなかできないという状況なんですけれども、だけど、ある程度はそこら辺で市民生活に配慮した施策というのを今から取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。だから、じゃ、何ができるかという、非常に財源の問題がありますから、なかなか難しい点もあると思いますけれども、この総合計画の実現のためにも、やはり市民の経済を回していくということが重要じゃないかなと思っています。これについても、なかなか答えは出ないと思いますし、10日の一般質問で私もこのことをまた取り上げ

ますので、これ以上はお聞きいたしませんけれども、ぜひ市民生活の向上にも目を配っていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第51号の質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今後5年間に関わる鹿島市にとっての最上位の計画の内容を説明を受けました。担当の課長がおっしゃるとおりに、全ての項目、鹿島市民にとっては非常に大事なことです。その中で、今回、新しい第七次ということで、少しつけ加えておいたほうがいいのか、ここを重点的にやるべきだというところを質問していきたいと思っております。

まず、大きく2点。1つは、災害に強いまちづくり、それと、まち・ひと・しごと総合戦略、この2つをちょっと挙げてみたいと思います。

まず、災害に強いまちづくりについては、御承知のとおり、今年は7月の豪雨であり、台風9号、10号の被害を受けました。そういう中で、国土強靱化地域計画の期限が終わろうとしております。しかし、地方からの声を受け、国会議員の皆さんも、この計画の延長を声を出していただいております。鹿島市にとっては、河川の護岸の様々な被害があったところであったり、橋、橋脚、そういうふうなところ、まだまだ整備をしなければいけないところがあります。この国土強靱化地域計画を使って、多分このままいけば、あと5年間ぐらいの延長になるんだろうとは思っておりますが、どのように進めていくのかについて、まずお答えください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今、御質問の中で、災害に強いまちづくりという中での国土強靱化計画についての御質問ですけれども、既に国のほうからもいろいろな形で発信されております中で、国土強靱化計画を、土木とかそういうもの以外でも総合的に行政の中で、あるいは地域と連携して国土の強靱化に向けて推進をしていく、そして、予算も確保していくというところで発信されておりますが、鹿島市においても国土強靱化計画は、まずは今年度まで1つの計画期間が終わりますので、スケジュール的なところを言いますと、来年度からまた5か年ということで令和

7年度まで新しい計画をつくっていくということで、せんだっての御質問の中でもありましたとおり、鹿島市としても当然乗り遅れないように、そして、これまでの国土強靱化計画を再度見直し、あるいは新たな対応を入れ込みながら進めていくということで、特に昨年度、一昨年度から今年度まで未曾有の大災害が起きておりますので、特に人命の保護とか被害の最小化、そして、迅速な復旧・復興というところを目的にして、特に起きてはならない最悪の事態ということも当然回避するための施策として検討して、その推進の方針を全庁的に総力を挙げて取り組んでいきたいというふうに現段階で計画しているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

先日、浜川改修期成会、地域、地元の説明会、古枝地区の方を中心に行いました。そういう中で、担当課は御承知のとおり、この計画が始まってからもう40年以上がたち、計画では上古枝橋までの整備となっております。この進捗率がまだ40%近くしかいっていないと。今の計画では、令和14年度までという計画です。しかし、本当にそれでできるのか。いや、それ以上にもっと早く整備を進めてほしいというふうな要望があるとともに、上古枝橋よりもまだ上流についても早く整備をしていただきたいと。今年の7月豪雨による被害がやはり地域の方には身にしみていらっしゃる。何としてもこれを急いでほしいということを書いていらっしゃいました。

この今回の国土強靱化地域計画の延長、これは鹿島市にとっては非常に重要なんです。これがないと、なかなか整備に拍車がかからない、そういうふうなところがありますので、5年間延長になったとして、今すぐにはどういうふうに進めていくか、計画を県、国のほうに提示をしていくか、まだ分からないかも分かりませんが、しっかりとした災害に強いまちづくりを構築していただきたいと思っております。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略、この中で今回新しい言葉が出ております。Society、今まではSociety4.0という情報社会についてでした。これをSociety5.0、様々な知識と情報が共有される新しい社会の実現を目指すということです。

今議会、昨日の議案審議の中にも出てきました。小学生に向けて、低学年にタブレット端末を整備すると、配備すると。そして、その前の9月議会には中学生に向けて、これも緊急的に整備を行いました。そう考えると、私たちこの議会の中でも、新しくタブレット端末を使用し、そして、執行部と議員との情報の共有、また、コロナが収束するまでの間、どこまでなるのかは分かりませんが、執行部と議会とのオンライン、情報等に関わる時間の軽減に努めていかなければならないと思っております。

さらに加えますと、多様な情報を私たち議会議員は執行部からいただけてきます。これの

管理、整備、そして、地域の方に説明をする際、即時にそれを引き出して説明ができる。分厚い資料を持ち運ぶのではなく、今の時代、タブレット端末を使いながら、地域の方に説明をしていく、こういうものが必要だろうと思っております。

他市と比較をするのは、あまり執行部の方は好きじゃないかも知りません。しかし、県内でも鹿島市は非常に遅れております。多くの議会において、これを利用されております。そして、成果を上げている。そういう点について、これは議会だけではなく、執行部の皆さん、ここに座っていらっしゃる部課長の皆さんも同じようにそれを使いこなす、これは当然のことだろうと思います。今、保育園生、幼稚園生、幼児であっても、親が持っているスマートフォンからすぐにインターネットへつないで、タッチパネルという形でやっています。私たちもこの分厚い資料に頼るのではなく、そういうふうな新しい情報社会の中で生きていく議会を作り上げる必要があると思っておりますが、担当課の御答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどありました議会へのタブレットの導入等については、以前から議員の皆様方からの御提案等あっておりまして、これにつきましては、現在、実施計画、今後の予算化等に向けて検討を実施しているところであります。また、職員、執行部のICT化というものについては、現在、1人1台パソコンという形で導入をいたしております。これについては、数年前前から考えると、とても考えられなかったような状況で導入をしているという形になっております。また、そのほかのシステムについても、順次導入しながら事務の効率化を図っているところでございますので、そういった中で、タブレットになるのか、パソコン等になるのかということについては、今後検討させていただきながら進めていきたいと思っております。当然、ICTの推進ということについては、今回の総合計画の中にもうたっておりますので、当然必要という形で取組を進めさせていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私たち議会の中でも、ICTプロジェクトチームというのを10年前から立ち上げております。そういう中で、当初はパソコンを議場に持ち込んだらどうだという議論も行いました。しかし、日進月歩、このICTは進んでいきます。今はタブレット端末が一番有効だろうと議会としては考えております。私たち議員だけでなく、執行部の皆さんも非常にこれは便利であり、活用しやすいものだと思っております。担当課の方、福祉であったり、それとか保

険健康課、そういうふうな課長さん方もいろんなところでの会議等でそちらのほうを利用しながら説明等していくことも必要ではないでしょうか。どうぞ新しいこの第七次総合計画の中で、新しい形の鹿島市をつくっていくために、ひとつ御検討をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 議案第52号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第52号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書と議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の27ページを御覧ください。

鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定についてでございます。

鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定が令和3年3月31日をもって期限を迎えるため、引き続き管理を指定管理者に行わせたいので、その指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘

でございます。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、鹿島市大字高津原1193番地、特定非営利活動法人余暇センターきたじまでございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたしております。次に、議案説明資料で御説明を申し上げます。

議案説明資料40ページを御覧ください。

こちらに今回の指定に係る内容を掲げております。

1に公の施設の概要、2に管理の主な業務の範囲、3に指定の方法を単独指定といたしております。4に指定管理者となる団体を特定非営利活動法人余暇センターきたじまといたしております。その理由といたしまして、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定により、同施行規則第3条第3号及び第5号に該当するためでございます。このために単独指定とするものでございます。

41ページに条例及び施行規則の抜粋を載せておりますので、参考に御覧ください。

規則第3条第3号は「団体が、当該公の施設の土地又は施設の全部又は一部を所有し、その団体に当該公の施設の管理を運営させる必要があると認めるとき。」と規定しております。

現在、一本柿荘が建っている土地は、同法人の理事長が所有しているものでございます。

第5号は「当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。」と規定しております。

6に過去の指定管理の状況を載せております。

7に利用状況及び収支状況を載せております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第53号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

それでは、議案第53号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は28ページ、議案説明資料は42ページ、43ページをお開きください。

現在お願いしております管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって満了となりますので、引き続き鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案説明資料42ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市勤労者福祉センターでございます。

施設の目的は、勤労者の福祉の向上を図るものでございます。

管理の主な業務範囲といたしましては、施設利用の許可に関する業務、施設利用に係る料金の徴収業務、施設の清掃業務、施設設備の維持管理に関する業務、施設の広報に関する業務、施設の利用促進に関する業務、自主事業の実施などでございます。

指定の方法といたしましては、公募によらぬ単独指定といたしておきまして、理由といたしましては、現に管理している者が引き続き管理を行うことにより、安定したサービスの提供及び事業効果が期待できることによるものでございます。

次に、指定管理者の候補となる団体の住所及び名称でございますが、鹿島市大字高津原3354番地、鹿島市勤労者福祉協議会でございます。

指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたしております。

過去の実績でございますが、鹿島市勤労者福祉協議会におきましては、平成18年4月1日から現在まで3期15年間にわたり指定管理者として管理運営を行っており、勤労者福祉の向上に資する活動のサポートなど、円滑な施設利用が図られているところでございます。

説明資料の43ページを御覧ください。

平成28年度から本年9月末までの利用状況であります。4年半で6,976人の利用がなさ

れております。

次に、収支の状況でございますが、市からの委託料は年間1,522,285円をお願いいたしております。管理団体のその他の収入を加え、4年間の収入合計が6,169,159円となっております。

支出につきましては、人件費、需用費等の支出合計が4年間で6,244,371円となっております。差引き75,212円と若干のマイナスになっているところでございます。このマイナス分につきましては、管理団体の過去からの繰越金等で対応いただいております。この間、これまで、これまでの収支状況でありますとか、この間の労務単価の上昇なども踏まえまして、令和3年度からの委託料につきましては、若干変更する方向で現在協議、検討を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第54号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

それでは、議案第54号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書と議案説明資料により説明いたしますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

議案書の29ページをお開きください。

鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

鹿島市肥前浜宿継場につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年4月より管理運営をお願いしてまいりましたけれども、来年、令和3年3月31日をもって3期目の指定管理期間が満了いたしますので、引き続き指定管理者による管理運営をお願いしたいので、御審議をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

44ページをお開きください。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要でございますが、(1)の名称は鹿島市肥前浜宿継場、所在地が鹿島市浜町乙2696番地で、肥前浜宿の歴史的な町並みを保存し、地域の振興を図ることを目的として設置しています。

2、管理の主な業務範囲でございますが、肥前浜宿継場の(1)管理運営に関する業務以下(7)その他、教育委員会が必要と認める業務となっております。

3、指定方法でございますが、単独指定をお願いするものでございます。

次の46ページの中段を御覧ください。

選定に当たりましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書にございますよう、公募によらない合理的な理由といたしまして、同施行規則第3条第1項「地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待される時。」、第5号になります「当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる時。」に該当するものでございます。

45ページにお戻りください。

4の指定管理の候補となる団体でございますが、鹿島市浜町乙2696番地、特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会でございます。

5、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

6、肥前浜宿継場の過去の指定管理の状況でございますが、平成18年4月から令和3年3月31日まで3期15年ともに特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会をお願いしているところでございます。

7、肥前浜宿継場の指定管理、3期目の過去4年間の利用状況及び収支状況でございます。

利用状況ですが、毎年1万3,000人から1万8,000人の方が見えられております。左表、右から2番目の不明の欄の人数ですが、これはイベント時の来館者がほとんどで、どこの地域から見えられたのか確認ができなかった方々になります。

46ページをお開きください。

収支状況でございます。

肥前浜宿は平成23年から始まった鹿島酒蔵ツーリズムや花と酒まつり、蔵々まつりなどの開催で県外から観光客も増加しております。継場の現在の指定管理者でございます水とまちなみの会は、まちおこしイベントの実行委員会の中核団体として活躍されており、継場では町並みの案内、浜宿の説明など、訪れた観光客へのサービスが好評でございます。このようにすることで施設の目的でございます地域の振興に大きな役割を果たしていると考えておるところでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第55号 鹿島市旧乗田家住宅の指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

議案第55号 鹿島市旧乗田家住宅の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書と議案説明資料により説明いたしますので、御準備のほどお願ひいたします。

議案書の30ページをお開きください。

鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により鹿島市旧乗田家住宅の指定管理者の候補者を選定いたすもので、地方自治法第244条の2第6

項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

先ほどの鹿島市肥前浜宿継場と近接する同様の目的で設置されている旧乗田家住宅の管理も併せて指定管理者に行わせたいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で御説明しますので、御準備のほどお願いいたします。
44ページをお願いいたします。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要でございますが、(2)名称は鹿島市旧乗田家住宅、所在地が鹿島市古枝甲115番地で、肥前浜宿の歴史的な町並みを保存し、文化財の保全と活用を図ることを目的として設置しております。

2、管理の主な業務の範囲でございますが、旧乗田家住宅の(1)管理運営に関する業務以下(7)その他、教育委員会が必要と認める業務となっております。

3、指定の方法でございますが、単独指定をお願いするものでございます。

次の45ページの中段を御覧ください。

選定に当たりましては、肥前浜宿継場と同様、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書及び同施行規則第3条第1号に該当するものでございます。

4、指定管理の候補となる団体でございますが、鹿島市浜町乙2696番地、特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会でございます。

5、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

6、旧乗田家住宅の指定管理は今回が初めてでございます。平成30年度から肥前浜宿水とまちなみの会と委託契約を締結し、管理運営を行ってきたところでございます。

7、旧乗田家住宅の決算状況ですが、平成30年度から委託契約を締結し、管理運営を行っていただいています。平成30年度と令和元年度の委託額の違いについては、令和元年度に庭にある池の土砂のしゅんせつを行ったため、多くなっています。旧乗田家住宅では、まちづくりセミナーや俳句の会などを開催され、地域振興や文化振興に活用していただいております。このようなことで、肥前浜宿と併せて活用していただくことで地域の振興に大きな役割を果たしていると考えているところでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 鹿島市旧乗田家住宅の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第56号 蟻尾山公園の指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

議案第56号 蟻尾山公園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、蟻尾山公園の管理を指定管理者に行わせたいので、この案を提出いたします。

鹿島市の公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、蟻尾山公園の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理候補者は、鹿島市大字納富分5900番地、一般財団法人鹿島市体育協会です。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月1日までです。

詳細について説明しますので、議案説明資料の47ページを御準備ください。

公の施設である蟻尾山公園は、鹿島市大字納富分5900番地にあります。市民の健康づくり、体力づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与することを施設の目的としています。

管理の主な業務の範囲は、施設利用の許可に関する業務、施設維持管理に関する業務、施設の利用料金の徴収業務など8項目です。

指定の方法は単独指定です。指定に当たりましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書にあります公募によらない合理的な理由といたしまして、同施行規則第3条第2号「特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。」、第4号「当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。」、第5号「当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。」に該当するものです。

過去の指定管理の状況ですが、平成18年度から15年間の指定管理を同一般財団法人鹿島市

体育協会にお願いしているところです。

48ページを御覧ください。

利用状況及び収支状況です。

上の表が平成28年度から令和2年度の9月末までの利用状況です。

令和元年度は特に陸上競技場とサブグラウンドの利用者が増えているようです。

県営施設が工事中のため、代替利用として公式大会の利用者が増えたと聞いております。

また、令和2年度の9月までの半年の利用状況は、コロナの状況もあり、若干少なくなっております。

下の表が平成28年度から令和元年度の4年間の収支状況です。

市の委託料は右端になります。令和元年度に市の委託料は1,000千円ぐらい上がっておりますが、この増額は10月から実施された消費税アップの分でございます。

なお、表の4列目、収支の平成28年度から平成30年度まではマイナスとなっております。特に平成30年度は収支が約2,600千円ほどのマイナスとなっております。このときの主な要因は、職員給与や社会保障に関する人件費の上昇分が500千円と日照り続きで芝生の散水に要した水道代や薬剤の増加分、約1,700千円、県民体育大会の開催地負担による経費が400千円増加したものです。この分は体育協会の基金会計から補填されております。そして、令和元年度になりまして、プラス約2,150千円に転じております。このときは冠水作業も必要なく、例年並みの水道使用料となり、電気代は電力契約を見直した結果、支出を減少させることができしております。

鹿島市体育協会の組織には、市内のスポーツ競技団体の代表、6地区の代表、そのほかにもスポーツ少年団、小・中学校の校長会の代表などが評議員となっております。公認の鹿島市祐徳ロードレースやクロカンフェスタなどは、この体育協会の組織の皆様や市民ボランティアの皆様の御協力により成り立っているところでございます。

これまで3期15年の指定管理に伴い、芝生や植栽の管理、設備や機械の管理などは職員が専門職として技術を向上しておられ、今後も安心して施設管理を任せられると思っております。昨年度の台風17号の風倒木の被害の際も早期の復旧ができており、利用者への安全確保ができております。

蟻尾山公園は陸上競技場、サブグラウンド、市民球場、グラウンドゴルフ場、クロスカントリーコースを有した都市公園です。これらを管理し、利用者の安全確保を図り、令和6年に国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の会場となっているこの蟻尾山公園の管理運営についても任せても大丈夫ということで確信しているところです。

以上について御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第56号 蟻尾山公園の指定管理者の指定についての質疑から始めます。

執行部の説明に対して質疑はありませんか。1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この指定管理については、文教厚生委員会で質問はしましたけれども、そのときに納得できないことがありましたので、再度質問したいと思います。

まず、委託料が52,568,500円と他の指定管理と比べると突出していますけれども、その内訳を教えてください。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

委託料ということですので、指定管理委託料、令和元年度の1年分ということでお答えしますが、この内訳については、人件費が約23,362千円、それから、需用費が約7,273千円、それから、役務費が約332千円、それから、外部に出すほかの委託料が20,463千円、それから、租税公課費に約18,000千円となっております。（発言する者あり）

○議長（角田一美君）

再度、内訳の説明をお願いします。幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

申し訳ありません。最後の租税公課のところは1,890千円ということをお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

職員が今現在何名で、この人件費の積算方法を教えてください。

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午後 1 時 4 分 休憩

午後 1 時 9 分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、中村日出代議員の質問に対する答弁から始めます。幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

大変失礼しました。

こちらのほうから蟻尾山公園の指定管理料の積算根拠ということでしたけれども、私が誤って決算のほうから申し出ておりましたので、大変申し訳ありません。こちらからの蟻尾山公園指定管理委託料の積算ですけれども、人件費に対しては、平成17年当時の職員の給与表を4人分として21,100千円として決定しております。それに対して需用費を10,079千円、それから役務費を323千円、委託料を18,426千円、それと租税公課費を1,607千円、それと消費税分について1,000千円ということで、52,535千円を基準として積算をいたしております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 蟻尾山公園の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第57号 財産の取得についてであります。

当局の説明を求めます。山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

それでは、議案第57号 財産の取得について御説明いたします。

議案書（その2）、議案説明書（その2）を御準備ください。

議案書の1ページをお願いいたします。

ICT教育を推進するため、市内小・中学校へ高速大容量校内無線LAN機器の導入に伴う財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が20,000千円以上の財産の取得となりますので、この案を提出し、議会の議決を求めるものです。

取得財産の名称は校内LAN機器、取得の目的は1人1台コンピューターを使用できる校内LAN環境を整備するためです。取得金額は89,100千円、契約方法は指名競争入札による契約、契約の相手方は株式会社ピー・シー・ユーです。

次に、議案説明資料1ページをお願いいたします。

機器や整備内容について説明をいたします。

校内LAN機器の仕様については、ギガアクセスルーター、基幹スイッチ、フロアスイッチ、無線LANアクセスポイント、LANケーブル、それから、タブレットを充電保管する充電保管庫の設置となります。

また、通信機器については、通信速度1Gbps以上としております。

整備をする室数ですが、小学校は187室、中学校は87室、合計で274室となります。

仮契約までの経過となりますが、10月8日に指名審査委員会におきまして、LAN機器を取り扱う市内本店業者5者を指名しております。11月17日に4者による入札の結果、株式会社ピー・シー・ユーが落札し、11月24日に仮契約をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回のこの財産の取得、学校内に無線LANを引くということで、金額が89,100千円と非常に大きいので、議会で中継とか見られている方にもちょっと分かりやすく説明をお願いしたいんですが、この入札方法は指名入札になっていますが、4者がこれに参加をされております。この入札は最低価格を提示されているんですか、どういうふうな入札のやり方を行っていますか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

この入札につきましては、備品購入、財産の取得という形になりますので、最低制限価格の設定はいたしておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、最低価格の設定はしていないということだったら、この金額を出された業者さんが一番金額が低かったということによろしいんですかね。分かりました。

これだけ、小学校が全部ですよ、小学校は分校まで入っております。そして、中学校。もちろん、敷地も広いところ、そんなに広くないところ、いろいろあると思うんですが、これをするに当たって無線LANを整備することについての設計というのはもともとどこかに委託して、頼まれているんですか、それとも、この落札をされた業者さんが全て行うものなんですか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この機器ですね、無線LANの接続につきましては、今の状況はそれぞれの教室に学習用の有線のLANケーブルが布設をしてあります。それは電子黒板につながったりとか、学習用のサーバーからつながっている、各学校そういうふうな形状になっております。今回、高速大容量の規格ということで、今までの機器の規格というのは高速ではない仕様でございましたので、既存のLANケーブルは残しながら機器の入替えを行うというふうな形で対処しておりますので、担当課の中の電算担当のほうが基本的にそこら辺の設計というか、規格については検討したところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そうしたら、11月24日に仮契約をされているわけですが、これはどのくらいの期間で設置を完了され、そして、通常のLANを使っのインターネットであったり、様々なそういうふうなのが可能になっていくんでしょうか、そこについてお答えください。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

これからの予定でございますけれども、今回、議決をいただきました後、本契約をいたしまして、それから正式に納入の準備をしていただくということになると思います。実際の機器の設置は年明け以降、3月末までの機器の設置を予定しております。あとは昨日補正予算でもお願いしましたタブレットのほうがそれぞれ準備できれば、本格稼働ができると考えて

おります。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今お答えいただいたのは、一応今後の予定であります。昨日も質問で上がっていましたが、端末のタブレットと、それが順調に全部入ってくるのか、もしこれがまた遅れていくということになったら、この工事についても繰越明許費等を使って次年度に回っていくという可能性は出てくるんですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この財産取得につきましては、入札のときに3月末までの設置を完了するという仕様の中で入札をしていただいておりますので、これにつきましては年度内の設置完了というところを予定しているところでございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

私も1点だけ確認をさせていただきます。

今回、この校内LANの機器の仕様ということで予算を組まれておまして、これは文部科学省等の分厚い資料とか見られて決定されたと思いますけれども、通信速度の件であります。1Gbps以上ということでありまして、一番懸念されることが、やはり生徒全員が使って開かなかつたりとか授業が妨げられたりとか、そういうことはないと思いますけれども、この1Gbps以上ということで各教室に設置されることでありまして、本来ならユーチューブとか見ても少しのMbpsで個人的にはいいんですけれども、団体になった場合が本当にこの1Gbpsで対応できるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この1Gbpsというのが通信速度ということで、基本的にコンピューターが使うデータの最小単位が1ビットというところがございます。これを1秒間にどれだけ送信することができるかというのがbpsということでございます。1bpsがこの1ビットを1秒間に送る最小単位ということで、1Gbpsというのは10億bpsというふうなことになります。

今現在、市内の学校のほうにパソコン教室がありまして、学校のほうの機器につきましては100Mbpsということ、1Gbpsはその10倍という形になります。国のほうも、今、GIGAスクールを進めるに当たっての規格を各学校1Gbps以上ということで、そこを条件としておりますので、今回、その1Gbpsの整備になるわけですけれども、基本的に今現在の機器の中で、1Gbpsが一番最高の速度ということで対応しているものが最高レベルというところで聞いております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。100Mbpsに対して100倍、1,000倍……（「10」と呼ぶ者あり）の10億bps、分かりました。

そしたら、各教室に整備をされるということになります。例えば、例を挙げてみますと、北鹿島小学校に関しては24、その内訳を教えてくださいと思います。パソコンを使うために体育館等も入っているのか、その辺、内訳をお願いします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回、全小・中学校で全部で274室整備を行いますけれども、その内訳でございます。普通教室が106、それから、特別教室が128、その他ということで、例えば、体育館とか職員室とか、通常教室とカウントされない部屋なんですけれども、こういったところでも、例えば、体育館だったら体育の授業中に活用できるというところがあります。それから、それ以外に保健室とか職員室にも予定をしておりますが、こういったところも、例えば、普通教室に授業として入られない子供たちというのもいたりとかするときもありますので、保健室で授業を受けたりとか、そういったことも可能になりますので、いろんなそういう可能性があるところは全て今回整備をするということで考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

最後にしますけれども、確認です。

体育館とか教室とか特別教室、必要だと私も思っております。職員室にも整備をされるということでもありますけれども、今、端末としては県のサーバーというか、県独自のパソコンには対応がされていると思いますけれども、そこの変更になるということですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今、県の教育システム、SEI-Netというシステムは、学校校務用とか、いろいろな連絡とか、そういったところでの活用を鹿島市のほうはしております、今回、整備をするのは学習用のネットワークということで、別のネットワークになりますので、もともと今までも2つ、学習用のネットワーク、学習用のサーバーがあって、そこから各教室につながっているとか、そういったネットワークが別にありましたので、今回それを活用してネットワークを構築するということになります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9. 議案第58号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）であります。

当局の説明を求めます。山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

それでは、議案第58号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書（その2）の2ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、訴訟上の和解について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

本件の訴訟は、損害賠償請求事件でございますが、この件の和解について、令和2年10月29日に専決処分をいたしたものです。

4ページをお願いいたします。

この訴訟の原告は市内の中学校の元生徒、被告は鹿島市となっております。

和解条項の主な内容について説明いたします。

第1項、原告は、被告鹿島市に対する本件請求を放棄する。

第2項、原告及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らかの債権債務のないことを相互に確認する。

第3項、訴訟費用は各自の負担とする。

なお、鹿島市の訴訟費用については、保険で補填されることとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明5日から9日までの5日間は休会とし、次の会議は10日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時33分 散会